

中川事務所新聞

第54号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【中古車のすすめ】

私の営業車も走行14万kmを超え、そろそろ買い替え時期に来ています。ちなみに、現在の帳簿価額は6万円（償却完了）です。私は中古車屋の役員もしているの、中古車業界の内幕を一部披露してみます。

仮に私が今度Sという車が欲しいとします。手元のカタログで価格を調べてみると、車両と法定諸費用で430万円+オプションが45万円の合計475万円です。これと同じ車（走行9千km、1年落ち）の本日時点の中古車市場での仕入価格は295万円でした。その差180万円。



新車には新車プレミアムという余分な価値がついています。これは新車を持つ喜びの価値とも言えます。ところが、このプレミアムは中古車市場ではゼロになります。従って、新車であろうと登録した時点で価値（価格）は下がります。

他にその車の型、人気度、走行距離などが吟味されて最終的に公正な市場価格が決定されます。先ほどの180万円という価格差は、Sという車が市場に晒されることによって、メーカーが設定した価格の化けの皮が剥がれたということです。

さて、営業車として車を買う場合、プレミアムなどという訳の分からないもの（見栄）にお金を払う必要はありません。その車の本当の使用価値に見合った価格で購入し、早期に償却を終え、帳簿価額が限りなくゼロに近い資産を使って利益をあげ

ることが肝要です。こういったことから、営業車（特にセダン系）は断然中古車がお勧めです。

【年末調整の資料はお早めに】

先月お知らせした各種資料の収集・諸用紙への記入はお済ですか？なお、給与計算事務でお困りの場合は、一度当方へご相談下さい。対応策を検討させていただきます。

【12月の事務予定】

- ・12月決算法人期末実地棚卸
- ・8月決算建設業決算変更届
- ・10月決算法人確定申告&納税
- ・4月決算法人中間申告&納税
- ・年末調整
- ・忘年会



知ってお得！？法律雑学

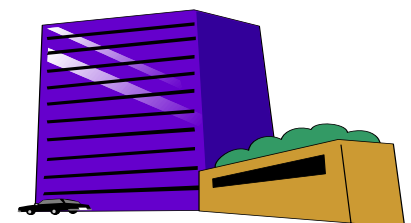
Q. 隣の家の2階の窓から私の家の居間が丸見えなのですが、どうにかなりませんか？

A. 境界線から1m未満の距離で他人の宅地が見える窓や縁側には、目隠しをつけなければ

なりません（民法235条）。ただし、場所によって異なる慣習がある場合は設置要求が認められないこともあります（民法236条）。

自分の家では、プライバシーの権利が守られるのは当たり

前のことなので、とりあえず目隠しの設置をお願いしてはいかがでしょうか。



経営談義

【父から学んだこと】

先月亡くなった私の父は、昭和11年生まれでした。戦争前後の典型的な日本の家庭で、7人兄弟姉妹の極めて貧しい家庭環境だったようです。学業成績は非常に優秀であったものの、進学できる余裕などあるはずもなく、中学校の校長先生が家まで進学の説得に来られたものの、付入る隙なく追い返したと生前の祖父から聞かされたことがあります。



中学卒業後に船員となった父は、以来約50年に渡って生涯一船員を貫きました。寡黙で真面目にコツコツを絵に書

いたような人で、私は父のこういった姿勢を見て「男とはこうあるべし」という価値観を持ちました。

父は船舶免許上は最高峰を極めながら地位はあくまでも一船員で、ある一時期を除いて経営者側になったことはありません。にもかかわらず、私たち子供はこれといった不自由を感じることなく生活でき、2軒の家も残しました。特に派手な活動をするでもなく、真面目にやれば結果はこうだと突きつけられたようです。

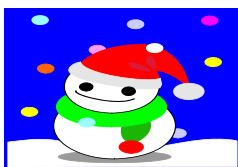
父の入院中、叔父叔母の看病への取り組みには本当に頭が下がりました。幾つになっても兄弟仲よくという実例を見せられました。父方の家族からは、人生におけるお金以

外の重要性を感じ取りました。貧しいというベースがありながらも、お金以外で挽回できることはいくらかもあるということが分かりました。

私は経営を良くするためのお手伝いを業としていますが、儲けることだけを目指しているわけではありません。会社である以上、利益は絶対必要なものですが、儲ければ何をしても良いという意見には絶対賛成できません。「子どもに胸を張れる仕事をする」そうすると「結果（お金）は後からついてくる」私はこういうことを父から学んだような気がします。



あとかぎ



年末でバタバタしますが、事故のないように一年を締めくくりましょう。来月の事務所新聞新年1月号は、都合により休刊とさせていただきます。

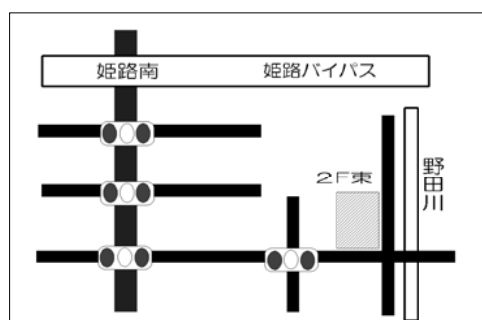
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp